

カリキュラム等の課題と
改善に係る構成員からの
提案

カリキュラム等の課題と改善の提案(各構成員より)

構成員からの提案一覧

構成員	総単位数			最低履修時間数			臨床実習			専任教員		その他
	単位数		内容・考え方	あ	は	あは	単位数		内容・考え方	人数	内容・考え方	
	あ	は					あ	は				
金范構成員	引き上げるべき		【追加する学科】 ・保険制度の仕組み等 ・臨床実習の強化	最低履修時間を設定 ・単位制以前の履修時間を下回らない ・1単位の標準は看護3年課程に倣う				【臨床実習の見直し点】 ・附属の施設以外での臨床実習も認める	【考え方】 ・履修単位・時間数の増加に対応できる教員体制		・施設内の管理者の要件を卒業後臨床研修の修了とすることも検討	
栗原構成員												本科保健医療科の教育課程(要点)を提出 ※本科保健医療科の教育課程の編成にあたっては、特別支援学校高等部学習指導要領及びあはき学校養成施設認定規則の両方を踏まえる必要がある。
後藤構成員	83	93	97	2400	2500	2800		【臨床実習の見直し点】 ・附属以外の臨床実習施設を認める ・医療機関、介護施設での実習(あはきは行わない) ・保険診療の実践を体験 ・実習の第三者評価の導入	臨床家を臨床実習のみの教員とする ・教員資格及び教授できる科目の明確化 ・専任教員の定義を明確化 ・教員資格の更新制		・教員養成課程の単位制移行	
坂本構成員	83	93	97	2400	2550	2700		【臨床実習の見直し点】 ・附属以外の臨床実習施設を認める ・保険の取扱い			保留	・職業教育として教授するものについては、教授する者に幅を持たせる。 ・3単位以内限り、学外の経験と研究実績のあるあはき師により教授できるようにする。 ・「専任教員の授業時間を1週15時間を標準」を削除する。 ・卒業判定にあたり実技審査を規定する。 ・夜間課程の昼間の授業を制限する。 ・学外での実習、実習、見学等を2単位以内に限り認める。 ・機械器具、教室面積等の見直し。
筒井構成員				3000時間までは困難だが、下限の線引きは必要 ・単位当たりの時間数に引上げは必要事項を議論したうえで決めるべき				【臨床実習の見直し点】 ・実習場所の拡大 ・実習内容の充実	教員数の増については、カリキュラム内容の見直し の議論後に決めるべき ・分野別の教員資格等の可否についても議論すべき			

構成員	総単位数		最低履修時間数			臨床実習		専任教員		その他	
	単位数 あ	単位数 あはき	あ	はき	あはき	単位数 あ	単位数 あはき	人数	内容・考え方		
藤井構成員	82	93	2520	2955	3180	4	5	6	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はき課程、あはき課程は、コマデイカルと同等以上の単位数とすべき ・理学療法士や柔道整復師のキャリアアップの改善の動向を踏まえた検討が必要 ・総合領域を専門基礎分野にも履修できるようにする ・「人体の構造と機能」に「運動学を含む」を加える ・「盲学校本科保健療科の卒業認定に係る単位修得が可能な範囲となるよう配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・単位数増及び臨床実習充実のため教員増は必要 ・学外の施設実習の指導には、専任教員の必要性はなく、実務経験等を考慮した弾力的運用とすべき 	
矢野構成員	84	93				3	3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・校外の臨床実習施設を認める ・主としてプライマリーケアとしての臨床実習を2単位以上 ・多様な形態で学習する臨床実習を1単位以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習、臨地実習を授業科目とした場合教員増は必要 ・校外臨床実習、臨地実習は必ずしも専任教員ではなく、一定の要件のもと非常勤講師、スーパーバイザーなどとして指導にあたることも検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合領域の内容を検討すべき

釜 范 構成員

ご提出資料

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等改善検討会

検討事項に対する意見

日本医師会常任理事

釜 菴 敏

1. 総単位数の引き上げを行うべきである。
 - 国家資格取得後すぐに施術所の開設が可能であることから、保険制度の仕組み等について、しっかり教育する必要がある。
 - 臨床能力の低下が指摘されていることから、臨床実習の強化が必須である。

2. 最低履修時間を設定し、履修時間が極端に低い養成機関の是正を図るべきである。
 - 単位制に変更する以前より履修時間が低いのは論外である。
 - 1単位の標準をどのように設定するかは、看護師3年課程等と同様の考え方で設定すれば良いのではないか。

3. 上記の単位数、履修時間の増加に対応できる教員の体制が求められる。

4. 臨床実習施設については、養成施設附属の施設以外での臨床実習も認めてよいと考える。

5. 施術所の管理者の要件として、卒後臨床研修の修了を義務付けることも検討すべきではないか。

栗 原 構 成 員

ご提出資料

本科保健理療科の教育課程（要点）

特別支援学校高等部の教育課程は、「各教科」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」、「自立活動」によって編成されています。さらに、本科に設置される保健理療科（以下「本科保健理療科」という。）については、高等部卒業の資格とあん摩マッサージ指圧師試験の受験資格の両方を取得できるように教育課程を編成する必要があります。したがって、本科保健理療科の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領の規定に十分留意するとともに、あん摩等法を受けて規定されている「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」（以下「認定規則」という。）の規定をも踏まえる必要があります。

○特別支援学校高等部学習指導要領から

（1）単位の考え方

1 単位時間 50 分、35 単位時間を 1 単位とすることが標準です。

（2）標準の授業時数

年間 35 週、週当たり 30 単位時間が標準です。つまり、年間 1050 単位時間、30 単位の履修が標準になります。実際、ほとんどの盲学校が 3 年間で 3150 単位時間、90 単位で教育課程を編成しています。この教育課程の中で、高等部卒業の資格とあん摩マッサージ指圧師試験の受験資格の両方を取得できるようにします。

（3）全ての生徒に履修させる各教科・科目（必履修教科・科目）

教科	科目
国語	「国語総合」 4 単位（2 単位まで減じることが可能）
地理歴史	「世界史 A」及び「世界史 B」から 1 科目 2 単位 「日本史 A」「日本史 B」「地理 A」及び「地理 B」から 1 科目 2 単位
公民	「現代社会」又は「倫理」、「政治・経済」 1 科目 2 単位
数学	「数学 I」 3 単位（2 単位まで減じることが可能）
理科	「科学と人間生活」、「物理基礎」「科学基礎」「生物基礎」「及び「地学基礎」から 2 科目 各 2 単位（うち 1 科目は「科学と人間生活」）
保健体育	「体育」 7 単位 「保健」 2 単位
芸術	「音楽 I」「美術 I」「工芸 I」及び「書道 I」から 1 科目 2 単位
外国語	「コミュニケーション英語 I」 3 単位（2 単位まで減じることが可能）
家庭	「家庭基礎」「家庭総合」及び「生活デザイン」から 1 科目 2 単位
情報	「社会と情報」及び「情報の科学」から 1 科目 2 単位

減じることができる規定を踏まえると、最低限31単位を履修しなければなりません。さらに、総合的な学習の時間2単位、特別活動3単位、自立活動1単位を加えると37単位、1295単位時間を履修しなければなりません。

※総合的な学習の時間 標準3～6単位（2単位まで減じることが可能）

(4) 専門教科である保健理療に属する科目（11科目）

「医療と社会」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」
「生活と疾病」、「基礎保健理療」、「臨床保健理療」、
「地域保健理療と保健理療経営」、「保健理療基礎実習」、「保健理療臨床実習」
「保健理療情報活用」、「課題研究」

この11科目は、認定規則に示す教育内容と連動しており、53単位、1855時間で履修しなければなりません。

○代替について

特別支援学校学習指導要領には、専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができることが規定されています。

その具体例として、同解説には専門教科・科目である「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」等を必履修教科・科目である「保健」に代替することも考えられると示されています。

この規定を踏まえ、行われている代替の例を示します。

- ・「保健」2単位を「疾病の成り立ちと予防」2単位で代替
- ・「社会と情報」2単位を「保健理療情報活用」2単位で代替
- ・「生物基礎」2単位を「人体の構造と機能」2単位で代替
- ・「家庭基礎」2単位のうち1単位を「疾病の成り立ちと予防」1単位で代替
- ・「科学と人間生活」2単位のうち1単位を「人体の構造と機能」1単位で代替

なお、「総合的な学習の時間」についても「課題研究」に代替可することができます。

○「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師」「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復士」に係る学校の関係手続きの手引（参考資料から）

ア教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表
 （特別支援学校（視覚障害）高等部本科）

	認定規則に示す教育内容と 単位数		左の単位数 を換算した 授業時間数	学習指導要領の教科・科目と左の授業 時間数を換算した単位数	
1 基礎分野	科学的思考の基盤、人 間と生活	14	210～420	各学科に共通する各 教科・科目	6～12
	小計	14	210～420		6～12
2 専門基礎分野	人体の構造と機能	13	195～390	人体の構造と機能	6～11
	疾病の成り立ち、予防 及び回復の促進	12	180～360	疾病の成り立ちと予 防、生活と疾病	6～10
	保健医療福祉とあん摩 マッサージ指圧、はり 及びきゆうの理念	2	30～60	医療と社会	1
	小計	27	405～810		13～22
3 専門分野	基礎あん摩マッサージ 指圧学	6	90～180	基礎保健理療	3～5
	臨床あん摩マッサージ 指圧学	8	120～240	臨床保健理療	4～6
	社会あん摩マッサージ 指圧学	2	30～60	地域保健理療と保健 理療経営	1
	実習（臨床実習を含む）	10	300～450	保健理療基礎実習、 保健理療臨床実習	9～12
				保健理療情報活用	
	小計	26	540～930		17～24
合計	77	1305～ 2610		41～70	
4 その他				特別活動 （ホームルーム活動）	3
				自立活動	3
				総合的な学習の時間	2
				小計	8
合計					

後 藤 構成員

ご提出資料

案

1、総単位数の引き上げについて

賛成です。

あ師 83単位

はき師 93単位

あはき師 97単位 程度が妥当かと思います。

2、最低履修時間数の設定について

賛成です。

看護師 3000時間

理学療法士 無し 但し言語聴覚士 2835時間

を参考に、考慮するとする。

但し、中身もしっかり検討する必要があると有ります。(特に実習との関連)

看護師 23単位(実習)/97(総単位数)

実習は、全て臨地実習なので、45時間を1単位とするので、1035時間となる。

理学療法士 18単位(実習)/93(総単位数)

実習は、全て臨床実習なので、45時間を1単位とするので、810時間となる。

あはき師 20単位(実習)/93(総単位数)

実技は30時間を1単位とすると570時間、臨床実習45時間となり、615時間となる。

あはき師の臨床実習の単位数を増やす方向で考えれば、総時間数を、現在の平均2660時間を増やすことが必要かと思えます。

検討事項3とも関連し、臨床実習の中身の検討を是非、お願いしたい、と考えます。

総時間数の案

あ師 2400時間程度

はき師 2500時間程度

あはき師 2800時間程度

3、臨床実習の在り方について

- 1) 学校付属の臨床実習施設だけの実習ではなく、一定の要件を満たす施設での実習も可能にすることが必要かと思えます。
- 2) 病医院、介護施設などでの、実習が必要かと思えます。(あはきを行うのではなく)
- 3) 保険診療の実際を体験できるような仕組みが必要かと思えます。

4、専任教員数について

- 1) 看護師や理学療法士等は、どちらも、臨床実習での教員対応が必要なことを考慮して、人数が決められているので、単純比較は出来ません。2) 3) との絡みで、教員増は必要になってきます
- 2) 実習の質を高めるために、臨床経験が豊富な臨床家を、実習のみの教員とする方策がとられる必要を提案します。
- 3) 一部、教員資格及び教授できる科目についての混乱が有るようですので、しっかり指導要領で押さえておくべきかと思えます。
- 4) 専任教員の定義があいまいですので、しっかり指導要領で押さえておくべきかと思えます。

5、その他

- 1) 実習の質を高めるために、第 3 者による評価制度のようなものの導入が必要かと思えます。
- 2) 教育の質向上のため、教員資格の更新制を導入するべきではないかと思えます。
- 3) 教員養成施設も単位制にする方が良いのではないかと思えます。

以上です。

坂 本 構 成 員

ご提出資料

表記検討会における対応案を提出します。

- ① 総単位数の引き上げについて
添付の別表修正案のごとく、あはき課程97単位、はき課程93単位、あまし課程83単位を提案します。
- ② 最低履修時間数の設定について
添付の指導要領修正案のごとく、あはき課程においては2700時間以上、はき課程においては2550時間以上、あま指課程においては2400時間以上とするを提案します。
- ③ 臨床実習のあり方について
あはき師の臨床能力を担保することと保険取り扱いの適正について十分な教育を施すため臨床実習の単位の追加と現行の養成施設の実習以外の実習を一定の制限のなかで実施できるよう提案します。添付の指導要領修正案を参照ください。
- ④ 専任教員数について
現状の定員数を増加する根拠についてまだ十分な議論ができておりませんので意見を保留します。
- ⑤ その他
添付の指導要領修正案、認定規則修正案のなかで赤字あるいは青字で記載させて頂いた内容について提案いたします。

以上、現時点での対応案といたします。

【この省令の趣旨】

<p>第1条</p>	<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)第2条第1項及び第18条の2第1項の規定に基づく学校又は養成施設の認定に関しては、法及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令(平成4年政令第301号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この省令に定めるところによる。</p> <p>2 前項の学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及びこれに附設される同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校とする。</p>
------------	--

<p>第2条</p>	<p>【認定基準】</p> <p>法第2条第1項の学校及び養成施設に係る令第1条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(法第2条第1項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第1条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあっては、法第18条の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。)であることを入学者又は入所の資格とするものであること。</p> <p>2 修業年限は3年以上であること。</p> <p>3 教育の内容は、別表第1に定めるもの以上であること。</p> <p>4 学校又は養成施設の長は、専らマツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の教育又は養成に適合しており、かつ、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の教育又は養成に適合していると認められる者であること。</p> <p>5 別表第1教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。</p> <p>6 教員は、別表第2の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。</p> <p>7 教員のうち5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを備すことに2を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第4号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員(以下「専任教員」という。)であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあっては3人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを備すことに2を加えた数)、その翌年度にあっては4人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを備すことに2を加えた数)とすることができる。</p> <p>8 1学級の生徒の定員は30人以下(特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級にあっては、15人以下)であること。</p> <p>9 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。</p> <p>10 基礎医学実習室及び実技実習室を有すること。</p> <p>11 普通教室の面積は生徒1人につき1.66平方メートル以上、基礎医学実習室の面積は生徒1人につき3.31平方メートル以上、実技実習室の面積は1ベッドにつき6.3平方メートル以上であること。</p> <p>12 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。</p> <p>13 校舎の配置及び構造は、第9号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</p> <p>14 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。</p> <p>15 専任の事務職員を有すること。</p> <p>16 管理及び維持経営の方法が確実であること。</p>	<p>10 実習室を有すること。</p> <p>11 普通教室の面積は生徒1人につき1.66平方メートル以上、実習室の面積は生徒1人につき2.00平方メートル以上であること。</p>	<p>教育内容の多様化や教育環境の変化に伴い、専用の基礎医学実習室を備える必要性が乏しくなったため、実技実習室は必ずしもベッドを使用しない場合もあり、ベッドを基準とするのは適切ではない</p>
------------	--	---	--

<p>第3条</p>	<p>【中等学校の卒業者と同等以上の学力があると認められる者】 法第18条に規定する省令で定める旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(以下「中等学校」という。)を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。 1 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校(以下「国民学校」という。)初等科修了を入学資格とする修業年限4年の旧中等学校令による高等学校卒業を入学資格とする回令による高等女学校の高等科又は専攻科の第1学年を終了した者。 2 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限4年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする回令による実業学校専攻科の第1学年を終了した者。 3 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による師範学校予科の第3学年を終了した者。 4 旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校を卒業した者。 5 旧師範教育令(明治20年勅令第346号)による師範学校本科第1部の第3学年を終了した者。 6 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程(昭和18年文部省令第63号)第2条及び第5条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者と同一の取扱を受ける者。 7 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校本科(修業年限2年のものを除く。)を卒業した者。 8 旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による試験検定に合格した者及び同規程により文部大臣において専門学校入学に關し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者。 9 旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者。 10 旧高等試験令(昭和4年勅令第15号)第7条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験に合格した者。 11 教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)第1条第1項の表の第2号、第3号、第6号及び第9号の上欄に掲げる教員免許状を有する者及び同法第2条第1項の表の第9号、第18号から第20号の4まで、第21号及び第23号の上欄に掲げる資格を有する者。 12 前各号に掲げる者の外、文部科学大臣において認定施設の入学又は入所に關し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者。</p>
<p>【視覚障害の程度】</p>	<p>第4条 法第18条の2第1項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度は、万国式視力表によって測った両眼の視力(屈折異常がある者については、両眼の矯正視力とする。)が0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものとす</p>
<p>【特例による学校又は養成施設の認定基準】</p>	<p>第5条 法第18条の2第1項の学校又は養成施設に係る令第1条の主務省令で定める基準は、第2条第3号から第16号までを準用するほか、次のとおりとする。 1 学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することができる者(同法第1条に規定する学校以外の学校又は養成施設にあっては法第18条の2第2項の規定により高等学校に入学することができる者とみなされる者を含む。)であること を入学又は入所の資格とするものであること。 2 修業年限は、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成施設については3年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師となるのに必要な知識及び技能をあわせて修得させる学校又は養成施設については5年以上であること。</p>

<p>第6条</p>	<p>【国民学校の高等科卒業者と同等以上の学力があると認められる者】 法第18条の2第2項に規定する省令で定める国民学校の高等科を卒業した者又は中等学校の2年の課程を終わった者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。 1 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による附属中学校及び附属高等女学校の第2学年を修了した者。 2 旧盲学校及び聾唖学校令(大正12年勅令第375号)による盲学校又は聾唖学校の中等部第2学年を修了した者。 3 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校尋常科の第2学年を終了した者。 4 旧青年学校令による普通科の課程を修了した者。 5 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程第1条、第2条及び第7条の規定により国民学校の高等科を卒業した者及び中等学校の2年の課程を終わった者又は前各号に掲げる者と同一の取扱を受ける者。 6 前各号に掲げる者の外、文部科学大臣において認定施設の入学又は入所に關し国民学校の高等科を卒業した者又は中等学校の2年の課程を終わった者と同等以上の学力を有するものと指定した者。</p>	<p>【認定の申請書に添付する書類の記載事項】 法第2条第2項の省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)の設置する学校又は養成施設にあっては第2号から第9号までに掲げる事項とし、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。)の設置する学校又は養成施設にあっては第1号から第9号までに掲げる事項とする。 1 設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) 2 名称 3 位置 4 設置年月日 5 学則 6 長の氏名及び履歴 7 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 8 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 9 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型、図書その他の備品の目録 10 収容予算及び向こう2年間の財政計画 2 学校又は養成施設について、法第18条の2第1項の文部科学大臣又は厚生労働大臣の認定を受けようとするときは、その設置者は、申請書に前項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。ただし、国立大学法人の設置する学校若しくは養成施設又は地方公共団体の設置する学校若しくは養成施設にあっては、前項ただし書の規定の例による。</p>
------------	--	---

<p>第7条</p>	<p>法第2条第3項の省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、同項第8号に掲げる事項とする。但し、直接教育に供さない施設や軽微な変更であれば、届出事項とする。</p>	<p>法第2条第3項の省令で定める事項は、前条第1項第5号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び生徒の定員の定員に関する事項)に限る。) 2 令第3条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項又は同項第5号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項)を除く。次項において同じ。とする。 3 令第8条の規定により読み替えて適用する令第3条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は同項第5号に掲げる事項とする。</p>
------------	--	---

<p>第8条</p>	<p>法第2条第3項の省令で定める事項は、前条第1項第5号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び生徒の定員の定員に関する事項)に限る。) 2 令第3条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項又は同項第5号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項)を除く。次項において同じ。とする。 3 令第8条の規定により読み替えて適用する令第3条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は同項第5号に掲げる事項とする。</p>	<p>法第2条第3項の省令で定める事項は、前条第1項第5号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び生徒の定員の定員に関する事項)に限る。) 2 令第3条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項又は同項第5号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項)を除く。次項において同じ。とする。 3 令第8条の規定により読み替えて適用する令第3条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は同項第5号に掲げる事項とする。</p>
------------	---	---

【報告を要する事項】

<p>第9条</p>	<p>令第4条(令第8条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、公立の学校又は養成施設にあつては、第1号から第3号までに掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該学年度の学年別生徒数 2 前学年度の卒業生数 3 前学年度における教育の実施状況の概要 4 前学年度における経営の状況及び収支決算 	<p>4号の規定はあはきと兼置だけで、他の医療関係職種には存在しない。</p>
<p>第10条</p>	<p>【認定取消しの申請書等に添える書類の記載事項】</p> <p>令第7条の申請書又は令第8条の規定により読み替えて適用する令第7条の書面には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定の取消しを受けようとする理由 2 認定の取消しを受けようとする予定期日 3 在学中の生徒があるときは、その措置 	<p>4号を削除する</p>

<p>1 指導要領の施行に際し留意すべき事項</p> <p>(1) 養成施設を設置しようとする者(生徒の定員を増加しようとする者を含む。)から、設置計画書の提出があった場合、当該計画書の進達に際しては、その計画内容を審査し、当該養成施設を設置する責務の意見を付されたいこと。なお、国が養成施設を設置しようとする場合は、養成施設を設置しようとする所管大臣の求めに応じ、責務の意見を当該所管大臣に提出願いたい。</p> <p>(2) あん摩マッサージ指任師に係る養成施設の設置計画書の提出があった場合は、次の関係団体等の意見書を添えられたいこと。</p> <p>ア 次の関係団体に係る都道府県段階の組織 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会 公益社団法人日本あん摩マッサージ指任師会 社会福祉法人日本盲人会連合 その他責務において必要と認められた団体</p> <p>イ 視覚特別支援学校(管内に2以上の視覚特別支援学校がある場合には協議を行ったもの)</p>	<p>ア 次の関係団体に係る都道府県段階の組織 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会 公益社団法人日本あん摩マッサージ指任師会 社会福祉法人日本盲人会連合 その他責務において必要と認められた団体</p> <p>イ 視覚特別支援学校(管内に2以上の視覚特別支援学校がある場合には協議を行ったもの)</p>	<p>(3) 養成施設があん摩マッサージ指任師、はり師及びきゆう師等に関する法律施行令(平成4年政令第301号。以下「令」という。)第5条第2項の規定による指示を行う必要があると認められた場合は、これを基礎づける資料を添えて、その旨文書で報告されたいこと。</p> <p>(4) 養成施設の生徒の定員については、学籍簿を審査する等の方法により養成施設の所定の定員が厳守されるよう指導されたいこと。</p> <p>(5) 認定規則第9条に基づく報告については、遅滞なくかつ確実に行われよう指導されたいこと。</p>
<p>2 従来の認定規則及び指導要領に比較して改正した事項</p> <p>(1) 認定規則の改正事項</p> <p>ア カリキュラムを大綱化し、単位制にしたこと。</p> <p>イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種を養成を行う施設として文部大臣の認定を受けた学校又は厚生大臣の認定を受けた養成施設において既に履修した科目については、免除することができることとしたこと。</p> <p>ウ 権教の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合には、一定の範囲内で、認定規則別表第一の教育内容ごとの単位数によらないことができないこととしたこと。</p> <p>エ あん摩マッサージ指任師、はり師、きゆう師等に関する法律第18条の2第1項に定める学校又は養成施設にあっては、当分の間、認定規則別表第1にかかわらず、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができるとしたこと。</p> <p>(2) 指導要領の改正事項</p> <p>ア あん摩マッサージ指任師に係る養成施設以外の養成施設から設置計画書の提出があった場合には、関係団体等の意見書の添付を不要としたこと。</p> <p>イ 養成施設を設置者及び位置の変更の場合は、新たな養成施設の設置ではなく、認定規則第3条第1項の変更の承認の申請を行うこととしたこと。</p> <p>ウ 認定規則の一部改正に伴い、教員、生徒、授業、実習に関する事項等について所要の改正を行ったこと。</p>		<p>(1) 認定規則の改正事項</p> <p>ア カリキュラムを大綱化し、単位制にしたこと。</p> <p>イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種を養成を行う施設として文部大臣の認定を受けた学校又は厚生大臣の認定を受けた養成施設において既に履修した科目については、免除することができることとしたこと。</p> <p>ウ 権教の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合には、一定の範囲内で、認定規則別表第一の教育内容ごとの単位数によらないことができないこととしたこと。</p> <p>エ あん摩マッサージ指任師、はり師、きゆう師等に関する法律第18条の2第1項に定める学校又は養成施設にあっては、当分の間、認定規則別表第1にかかわらず、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができるとしたこと。</p> <p>(2) 指導要領の改正事項</p> <p>ア あん摩マッサージ指任師に係る養成施設以外の養成施設から設置計画書の提出があった場合には、関係団体等の意見書の添付を不要としたこと。</p> <p>イ 養成施設を設置者及び位置の変更の場合は、新たな養成施設の設置ではなく、認定規則第3条第1項の変更の承認の申請を行うこととしたこと。</p> <p>ウ 認定規則の一部改正に伴い、教員、生徒、授業、実習に関する事項等について所要の改正を行ったこと。</p>

理由	修正案	あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師に係る学校養成施設設置指導要領
		<p>1 認定についての原則 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく認定は、次の養成施設ごとにを行うものであり、既存の養成施設が新たな養成施設を設けるときには、教育課程の変更ではなく、新たな認定を行うものであること。 (1) あん摩マッサージ指圧師養成施設 (2) はり師養成施設 (3) きゆう師養成施設 (4) あん摩マッサージ指圧師はり師養成施設 (5) あん摩マッサージ指圧師きゆう師養成施設 (6) はり師きゆう師養成施設 (7) あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師養成施設</p>
		<p>2 設置計画書に関する事項 (1) 養成施設を設置しようとする者は、様式11による養成施設設置計画書を、授業開始予定日の1年前までに養成施設設置予定地の都道府県知事を経由して厚生大臣に提出すること。 (2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について厚生大臣の承認を受けようとする者は、変更をおおうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を、当該養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出すること。</p>
		<p>3 認定の申請等に関する事項 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師等に関する法律施行令(平成4年政令第301号。以下「令」という。)第1条の認定の申請又は令第3条第1項の変更の承認の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日(変更の承認にあつては、変更をおおうとする日)の6か月前までに養成施設設置予定地(変更の承認に当たっては、所在地)の都道府県知事を経由して厚生大臣に申請すること。</p>
		<p>4 設置者に関する事項 設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることと原則とすること。</p>
<p>視覚障害者又は視覚障害者以外の者の別を記載する必要性が不明?</p>	<p>教育課程(高等学校卒業業者等又は中学校卒業業者等の別、昼間又は夜間の別及び別表第1の教育内容ごとの単位数ならびに時間数)</p>	<p>5 学則に定めることが必要な事項 次に掲げる事項は、必ず学則に規定すること。 (1) 養成施設の種類 (2) 位置 (3) 教育課程(高等学校卒業業者等又は中学校卒業業者等の別、視覚障害者以外の者の別、昼間又は夜間の別及び科目ごとの時間数) (4) 養成施設の種類及び教育課程ごとの1学年の定員、修業年限及び学級数 (5) 養成施設の休日及び年間必要授業日数 (6) 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員 (7) 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続 (8) 進級、卒業、退学及び除籍の基準 (9) 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定</p>

6 教員に関する事項

(1) 認定規則第2条第4項の「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。また、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者」とは、次の各号に該当する者であること。

- ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。
 - イ 禁こ以上の刑に処せられたことのない者であること。
 - ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であること。
- (2) 認定規則別表第2基礎分野の項に規定する「教授するのに相当と認められる者」とは、次のいづれかに該当する者等ということ。
- ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)
 - イ 担当科目について、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する高等学校の教員の相当教員の免許状を有する者

(3) 認定規則別表第2専門基礎分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいづれかに該当する者等ということ。

- ア 齒科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)
 - イ 文部大臣の認定した学校の大学院修士課程又は博士課程を修了した者
 - ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)
 - エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(平成元年文部省・厚生省令第4号。以下「改正規則」という。))による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業業者又ははりきゅう教員養成機関卒業業者で改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務していた者
 - オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学生理学衛生学(消毒法を含む。)診察概論臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)
- (4) 認定規則別表第2専門分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいづれかに当する者等いうこと。

- ア (3)のイ又はウに掲げる者
- イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)

(5) 専任教員のうち少なくとも2人は、あん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者とすること。ただし、平成11年6月1日現在現に認定を受けている養成施設及び認定規則第2条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る養成施設にあっては、平成16年5月31日までの間はこの限りでないこと。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員又は教授した経験を有する者(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)

ウ 4単位以内(限り、職業教育上校長が必要と認める者)。

ウ 職業上のリスク管理や広報活動、語学等について適切な知識を有すべきであるため

専門基礎分野の教員の対象となる修士課程および博士課程の専攻分野が拡大解釈され、教員資格に混乱をきたす恐れがあるため。

イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者

ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)

学外の有識者が授業を担当することで、教育の活性化やより実践的な職業教育が期待できるため。

ウ 総合領域のうち、3単位以内(限り、学外の有識者を教員に充てることが出来る(有識者とは、あはき師免許を取得してから10年以上実務に従事した者であって、あはきに関する相当の研究実績があると認められる者)

(6) 2以上の養成施設として認定されている場合は、専任教員は(7)の範囲内で、それぞれ
専任教員を兼ねることができること。
(7) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。
(8) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

(6) 2以上の養成施設として認定されている場合は、それぞれ
専任教員を兼ねることができること。
削除する
(7) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

6(7)の削除に伴う変更である。
教員の職務の多様化にともなう。
6(7)の削除に伴う繰り上がり

<p>7 生徒に関する事項</p> <p>(1) 学則に定められた生徒の定員の定員が遵守されていること。 (2) 入学資格の審査は、卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させ確実に行われていること。 (3) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われていること。 (4) 入学の時期について厳正な措置がとられ、かつ、途中入学が行われていないこと。 (5) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行われていること。 (6) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。 (7) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生上必要な措置が採られていること。</p>	<p>(8) 卒業の判定に当たり、公益社団法人東洋療法学校協会等が実施する認定実技審査等により実技能力の審査が適正に行われており、また、その審査結果が記録・保存されていること。</p>	<p>卒業時における、一定水準の実技能力を担保するため。</p>
<p>8 (1) 教育の内容は別添のとおりであること。 (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。 (3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。 (4) 昼間課程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。 (5) 夜間課程においては、夜間(午後6時以降)の授業の時間は1日に4時間以内であること。 (6) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこと。 (7) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられていること。</p>	<p>(5) 夜間課程においては、夜間(午後6時以降)の授業の時間は1日に4時間以内であること。 昼間授業は実習等やむを得ないと認められる場合に限り行うこと。 【追加】 (8) 臨床実習以外の学外での実験、実習、見学等は専門基礎分野或いは総合領域において2単位以内に限り認める。</p>	<p>解剖原学のほか、実習での充分な患者確保を行うためには昼間に実習することが期待される。 解剖見学や各種学外施設での臨地実習は、幅広い経験を積めるなど教育上の有用性が高いと考えられる。</p>

<p>9 実習に関する事項</p>	<p>(9) 最低履修時間総数は、あはき課程においては2700時間以上、はき課程においては2550時間以上、あま指課程においては2400時間以上とする</p>
-------------------	---

<p>(1) 一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。</p> <p>(2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であつて、当該養成施設の教員が直接指導に当たり臨床実習を行う施設をいうこと。</p> <p>(3) 養成施設以外での臨床実習が行われないこと。</p>	<p>(1)・・・附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。</p> <p>但し、必要に応じて、学外の医療施設または施術所において1単位以内に限り行うことができる。</p> <p>(3)削除</p>	<p>優れた臨床技術を習得するためには、学外の臨床施設での実習は必要である。また、職業実践専門課程に求めたそれら企業と連携した実習やインターンシップ制度などは、実践的な職業教育に有効である。</p> <p>病院、福祉施設、スポーツ競技のメデイカルサポート現場、医療ボランティア活動など。</p>
<p>10 校舎及び備品に関する事項</p> <p>(1) 図書室を有すること。</p> <p>(2) 実習室は、水道設備及び給湯施設を有すること。</p> <p>(3) 基礎医学実習室は、生徒教人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子が配置されていること。</p> <p>(4) あん摩マツサージ指圧師はり師きゆう師養成施設においては、実技実習室を2室以上有すること。</p> <p>(5) 校舎は、原則として設置者所有のものであること。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは差し支えないこと。</p> <p>(6) 校舎は原則として他の目的に併用されていないこと。</p> <p>(7) 別表に掲げる器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を備えること。</p>	<p>(3)削除</p> <p>(3) あん摩マツサージ指圧師はり師きゆう師養成施設においては、実習室を2室以上有すること。</p> <p>(4) 校舎は、原則として設置者所有のもの</p> <p>(5) 校舎は原則として…</p> <p>(6) 別表に掲げる…</p>	<p>認定規則第2条10項と11項の変更にとりともなう</p> <p>10(3)の削除に伴う繰り上がり</p>

<p>11 財政に関する事項</p> <p>(1) 養成施設の運営が、財政上健全に行われていること。 (2) 養成施設の経理が養成施設以外の経理と明確に区分されていること。 (3) 入学料、授業料等は適当な額であり、学期で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないこと。 (4) 入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載した経理計画書を新設又は改定しようとする日の遅くとも三か月前までに養成施設の所在地の都道府県知事を経由して厚生大臣に提出すること。 ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書 イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書 ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額</p>	<p>11 削除</p> <p>あはきと柔整以外の他の医療関係職種には、財政に関する規定がないため</p>
<p>12 事務に関する事項</p> <p>次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。 (1) 学期、日課表及び学校日誌 (2) 職員の名簿、履歴書及び出勤簿 (3) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿 (4) 入学者の選考及び在校生の成績考査に関する表簿 (5) 資産原簿、出納簿及び予算決算に関する表簿 (6) 器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録 (7) 往復文書処理簿</p>	<p>11 事務に関する事項</p>
<p>(別紙) 機械器具</p> <p>1 専門基礎科目用 イ 解剖学実習用機器(動物解剖台、動物解剖道具を含む。) ロ 生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ハ 臨床医学実習用機器 (血圧計、聴診器、神経学的検査用具、握力計を含む。) ニ 顕微鏡</p> <p>2 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はリ師に係る認定施設に限る。)高压滅菌器、ガス滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック</p> <p>標本及び模型</p> <p>1 組織標本 2 経穴人形 3 テルマトーム人形 4 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、背髄横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、血管循環系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)</p> <p>図書</p> <p>1 教育上必要な専門図書(1000冊以上。ただし、点字図書は、1タイトルを1冊とする。) 2 学術雑誌(20種類以上) その他の備品 ベッド及びその附属品(生徒3人につき1組以上)</p>	<p>イ 解剖学、生理学実習用機器(肺活量計、心電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器 (血圧計、聴診器、神経学的検査用具、握力計を含む。) ハ 顕微鏡</p> <p>イ 消毒・保管機器(以下はリ師に係る認定施設に限る。)高压滅菌器、紫外線消毒器</p>
<p>現在、動物を用いての実習が困難な状況にある。また、解剖学と生理学を統合した教育も実施されているため。</p>	

備考

<p>一 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。 二 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めること が</p>		
--	--	--

別表第1(第2条及び第5条関係)

基礎分野	教育内容	あん摩マッサージ指任師	はり師	あん摩マッサージ指任師	あん摩マッサージ指任師	あん摩マッサージ指任師	あん摩マッサージ指任師
		単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活	14	14	14	14	14	14
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	13	13	13	13	13
基礎分野	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	12	12	12	12	12
基礎分野	保健医療福祉とあん摩マッサージ指任、はり及びきゆうの理念	2	2	2	2	2	2
専門分野	基礎あん摩マッサージ指任学	6	6	7	7	8	8
	基礎はり学	8	8	10	10	11	12
	基礎きゆう学	2	2	2	2	3	3
	社会あん摩マッサージ指任学	13	13	16	15	18	20
	臨床はり学	13	12	12	12	13	13
	臨床きゆう学	83	82	88	87	93	97
総合領域	実習(臨床実習2単位以上を含む)						
	合計						

別表第2(第2条及び第5条関係)

基礎分野	教授するものに該当と認められる者
専門基礎分野	次の各号に掲げる者であって教育内容に相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和28年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 三 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指任はりきゆう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業者」という。) 四 リハビリテーション医学に限り、上記以外で理学療法士及び作業療法士の教員資格を有する者
専門分野	次の各号に掲げる者であって教育内容に相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 三 養成機関卒業者 四 あん摩マッサージ指任師、はり師又はきゆう師の免許を取得してから3年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者 五 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者 六 臨床実習に限り、上記以外で経験豊富な臨床能力を要するものはきゆう師であり、臨床実習指導員の認定を受けている者

筒 井 構 成 員

ご提出資料

まず、各検討事項の意見を述べる前に、あはき師学校養成施設の一教育現場に身を置く者として、私が認識する限りの、その現状を確認させていただきます。

率直に言って、最近のあはき師学校養成施設の教育現場は混乱の中にあります。

その背景には、折からの少子化に加えて、規制緩和の波に乗った学校養成施設自体の数の増加があるのは（それが全てではないとしても）明らかだと思われます。

事務局からの資料にもあるとおり、H10年とH27年で、特に「はき」の養成施設が激増した事実があります。

その結果、定員充足率も確実に低下傾向にあります（充足率に関しては、資料にあるのはH24以降のみですが、この4年間でも確実に低下傾向が見て取れます）。

そうした中で、教育現場では、まず如何に質の高い学生を確保するか、そして如何にできる限りの定員の充足をはかるか、この2点が目の前の大きな課題となっています。

さらにその流れの中での教育現場での大きな悩みが、年々深刻になってくる「学生の質の低下」ということになります。

年々、今までどおりの講義、授業のやり方では通用しない状況になりつつあります。

その中で、教育現場の人間がまず優先事項としてあげるのが、入学させた学生の「国家試験合格」ということになります。

とにかく、今までの授業のやり方では、確実に国家試験合格率は下がることになります（これも資料にある通りかと思えます。学校の増えていないあま指師の合格率は大きな変動がないと言えるのに対し、はり師、きゅう師の合格率が明らかな低下傾向を示すのは、学校の増加、定員数の増加との相関であるかと推測されます）。

教育現場としては、入学させたからには、まずとにかく国家試験に合格させなければ、という思いがあります。

その結果として、現在の教育現場では国家試験対策の補習授業に多くの時間、労力を費やすのが半ば当たり前になっています。

これはもちろん、単位数には換算されない時間外での仕事です。

従来より、あはき師の「臨床能力の低下」ということが1つの大きなテーマとして挙げられているのは教育現場としても重々承知ではありますが、優先順位としては、まず国家試験合格ということが先にあり、臨床能力の向上まで十分に手が行き届かないというのが哀しい現状であります。

無論これは、すべての学校養成施設の話ではないかと思えます（文科省管轄の学校はまた状況が違うのかもしれませんが、また同じ学校協会に所属していても坂本先生、後藤先生の学校ではまだそれ程事態は深刻ではないかもしれません）が、少なくとも私の勤務する学校ではかなり深刻な問題になりつつありますし、私の周囲で見聞する限りでは、決して私の学校だけのお話ではないと思われます。

多くの学校養成施設で「学生の質の低下」への対応に頭を悩ませています。

そうした教育現場の現状は、私がここで改めて述べるまでもなく、厚生労働省事務局のみならず、関係各位ご周知の通りかと思えます。

ただ、そうした現状を前提としての今回のカリキュラム等改善検討会ということで、教育現場に身を置く人間としては、重く受け止めている次第です。

むしろ、こういう現状、背景だからこそそのカリキュラム改善ということでもあると思いますが、以上の現状の中で、「資質向上」の大義名分の下に、実質カリキュラムのハードルを上げていくということは、教育現場にはまさに「痛みを伴う」改革が要求されているということになるかと思えます。

ともあれ「国民の信頼と期待に応えるあはき師の資質向上」という基本テーマに対して教育現場にいる人間としても、異を唱える理由は何もありません。

ただ、今回のカリキュラム改善が昨今の教育現場の混乱を収束させるべき方向への改善になることを願ってやみません。

以下、各検討事項の内容に移ります。

○総単位数の引上げについて

まず、後藤先生がご指摘の通り、単純に数字だけで議論するよりも、まず中身からということになるかと思えますが、数字として、1つ「せめて看護師の97単位」というご発言もありました。

理由として、看護師は診療の補助のみであるのに対し、あはき師は免許取得後、即独立開業でき、患者さんに直接触って施術行為をするのだから、というお話でした。

これはおっしゃる通りではあるかもしれませんが、それでも看護師さんとは内容が違うというのが、あはき師の立場としては少なからず感じるところで、看護師さんを比較の対象とするのは正直少し違和感を覚えます。

そうは言っても、独立開業権というのは重く受け止めるべきというのは強く認識するところではあります。

仲野先生もご指摘のように「医師の話の言葉もわからなければ紹介もできない」というのはまさに実感であります。

患者さんを前にして、あはき師は法律的には診断権はないにも関わらず、まず施術する前提としての「鑑別診断」ということが非常に重要な要素になっており、そこはまさに看護師並みの、もしくは場合によっては看護師以上のオールラウンドな知識というのが要求されてくる部分かと思えます。

そこは1つ単なる数字ではなく内容として再検討すべきことかもしれません。

さらに、内容の話として、一つは臨床実習の充実。臨床実習の単位数を増やすという方針については、指摘されている「臨床能力の低下」を踏まえて無論必要なことと考えます。

その中で、そうなると実習施設の確保の問題があって、附属の実習施設以外へ拡大するというお話が出ていました。

そうしたことができるようになれば、教育現場としてもうれしい限りですが、諸先生方ご指摘のように「受け皿」の整備には、まだ時間がかかるかと思われます。

「臨地実習」という言葉も出ましたが、実習先の内容を幅広く認めていただくというお話を加味しても、そうした受け皿の整備の目処が立った上での実現ということになると来年4月施行にどのように盛り込むことになるのか。

この点は「臨床実習の在り方」の議論が固まってからの話になるかと思います。

次に「健康保険制度に係るカリキュラムを盛り込む」というお話がありましたが、これも無論必要なところかと思います。

ただ、現状では私が勤務する学校では「関係法規」などの科目内で、そういった内容もカバーするようにしています。

改めて独立した単位として加えるということが必須かどうかは、さらに議論が必要かと思われます。

その他、北村先生、田城先生から「社会保障論」と「倫理学」というお話もありました。

「社会保障論」といった場合、単なる「健康保険制度」ということでなく、かなり幅が広がるかと思います。「倫理学」なども大きくとらえれば、独立した単位として検討すべきなのかもしれませんが、現状としては、公衆衛生、医療概論という枠の中でカバーしている内容かと思います。

ただ、仲野先生ご指摘のように「人間的に豊かなところ」まで求めて「哲学の部分まで」ということになると、別枠として設けるということも必要になってくるかと思います。

以上、内容の議論を踏まえた上で、数字について考えるならば、お話に出た単位互換、eラーニングなどを認めていただいたとして、どこまで上乗せできるかというお話になるかと思います。

○最低履修時間数の設定について

個人的には今回の検討事項の中で本事項が最優先事項ではないかと感じています。

北村先生ご指摘の通り、現状で2倍の時間数の差というのは明らかに「国民の信頼」からは程遠いかと思われます。

ある程度の下限の線引きは必要不可欠なことかと思います。

具体的には、現状の「教室に座っている時間」として考えるならば、坂本先生がご指摘のように、3,000時間というのは少し現実からは遠い数字かと思います。

因みに私の勤務する学校では現在も一貫して週6日で昼夜ともにカリキュラムを組んでおりますが、それでも3,000時間に乗せていくには相当厳しいところがあります。

ましてや週5日の学校になれば、これは坂本先生ご指摘の通りかと思います。

また現状1単位に対する時間数に幅があるわけで、その積み重ねとしてのトータルで2倍の時間数の差ということですが、そうは言っても、やはり一律に1単位何時間というこ

とでもないというお話もありました。

教育現場としては、単位あたりの時間数については、今までのようにある程度の幅は認めていただいた上で、トータルとしての時間数に下限を設定していただければ、と考えます。

そうしていただけるならば、カリキュラムの内容についても各学校養成施設で、その学校なりの特色というものを打ち出していくことも可能かと思えます。

その上で、eラーニングなどの「教室外での学習」や単位互換といった柔軟な対応を認めていただけるならば、さらなる単位数の上乗せと、それに伴う時間数の引き上げも可能かと思えます。

○臨床実習の在り方について

「総単位数引上げ」で述べたことの繰り返しになりますが、「臨床能力の向上」を目的とした臨床実習の充実を図ることは私も無論必要不可欠なことだと考えます。

ただ、これも単に数字だけ上乗せすればよいというものでもなく、内容をよく検討した上で、ということで附属実習施設に限定した内容では限界があるかと思えます。

その上で、附属施設以外に実習の場を拡大する方向性という点では、諸先生方のご意見も概ね一致するところであったと思いますが、やはりその受け皿が整備されないと、形骸化してしまうかと思えます。

北村先生より医師の方の充実した実習体制のご紹介がありました。それに対する釜菴先生からのそこに至るまでに「うんと時間がかかっている」というお話もありましたが、実際そこに至る過渡期においては、どのような対応がなされていたのでしょうか。

そこに至る前にまず単位数だけ上げて、ということになると、その過渡期において、どのように内容を充実させるか、というのは教育現場としては、なかなか悩ましい部分かと感じました。

○専任教員数について

この件につきましては、上記3件の検討事項の内容がある程度固まってからのお話かと考えます。

どれだけの単位数を上乗せするか、臨床実習の内容をどうするか、それに伴う分野別の教員資格なども新たに設置したり参加させたりということが可能なかどうか。様々な要素が絡んでくるかと思えます。

以上。

日本鍼灸理療専門学校

筒井 宏史。

藤 井 構 成 員

ご提出資料

カリキュラム改善に関する意見

筑波技術大学 藤井亮輔

第1回会議で事務局から示された検討内容の4つの論点の対応案について、若干の意見を述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. 総単位数の引き上げについて

あはき師は開業権が付与される医療免許であることから、他の職種に増して、国民が求める資質への期待は大きい。その責任を果たす観点から、少なくとも、2科・3科併科の教育課程はコ・メディカルと同等ないしそれ以上の学修を要する内容で編成されるべきであり、理学療法士や柔道整復師のカリキュラム改善の動向を踏まえた検討が必要である。

なお、検討に際しては、盲学校本科保健医療科の高卒認定に係る単位修得が可能な範囲となるよう、配慮が必要である。

2. 最低授業時間数の設定について

大綱化の趣旨から逸脱するかも知れないが、経営優先の学校運営が常態化しつつある現状では時間数の併記はやむを得ないものとする。

各課程の時間数の総枠は、資質向上の趣旨から、大綱化前の総授業時数を目安にしつつ、講義・実技ともに、原則、1単位当たりの時間計算を、上限の時数をもって教育内容ごとに設定することを基本にしてはどうか。

なお、専門基礎分野の充実を図るため、「総合領域」を専門分野に加え専門基礎分野の内容も履修できるよう改めてはどうか。

3. 臨床実習の在り方について

国民の信頼と期待に応える、あはき師を養成するためには、「実習」に含まれている臨床実習を独立させるとともに、最低履修単位を現行の1単位から、免許の種類に応じた適正な単位数に引き上げるべきだと考える。

3. 専任教員数について

単位数を増やし臨床実習を充実させるには教員の増員が必要である。ただし、学外の施設実習を指導する教員資格については、必ずしも専任教員である必要性はなく、実務経験等を考慮した弾力的な運用ができるような制度の検討が必要である。

以上の考えに基づき、認定規則別表第Iに係る改善案を各課程ごとに作成し、表I～表3に示した。

現行の別表1との主な変更点は、単位数を増やした他に、時間数を設定したこと、「人体の構造と機能」に運動学を含むとしたこと、臨床実習を独立させたこと、「総合領域」を専門基礎分野にも設けたことなどである。

表1 あんまマッサージ指圧師課程

	改正前（平成元年）		現 行（平成12年）		私 案		
	科目	時間数	教育内容	単位数	教育内容	時間数	単位数
基礎	人文科学	60	・ 科学的思考 の基盤 ・ 人間と生活	14	・ 科学的思考の 基盤 ・ 人間と生活	14	300
	社会科学	60					
	自然科学	60					
	保健体育	60					
	外国語	60					
	小 計	300		14		14	300
専門基礎	解剖学	210	人体の構造と 機能	13	人体の構造と機 能（運動学を含む）	13	390
	生理学	165					
	衛星公衆衛生	90	疾病の成り立 ち、予防及び 回復の促進	12	疾病の成り立 ち、予防及び回 復の促進	15	450
	病理学概論	75					
	臨床医学総論	90					
	臨床医学各論	150					
	リハビリ医学	75					
	医療概論	45	保健医療福祉 とあんま指の理 念	2	保健医療福祉と あんま指の理念	2	60
	関係法規	45					
						総合領域 I	4
小 計	945		27			34	1020
専門	東洋医学概論	90	基礎あんま指学	6	基礎あんま指学	6	180
	経絡経穴概論						
	あんま指理論						
	東洋医臨床論	75	臨床あんま指学	8	臨床あんま指学	8	240
			社会あんま指学	2	社会あんま指学	2	60
	実 技	510	実習（臨床実 習を含む）	10	実技実習	6	270
					臨床実習	4	180
		総合領域	10	総合領域 II	8	270	
小 計	735		36			34	1200
選択必修	570						
合 計	2550		77			82	2520

表2 はり師・きゅう師課程

	改正前(平成元年)		現行(平成12年)		私案			
	科目	時間数	教育内容	単位数	教育内容	時間数	単位数	
基礎	人文科学	60	・科学的思考の 基盤 ・人間と生活	14	・科学的思考の 基盤 ・人間と生活	14	300	
	社会科学	60						
	自然科学	60						
	保健体育	60						
	外国語	60						
	小計	300		14		14	300	
専門基礎	解剖学	210	人体の構造と 機能	13	人体の構造と機 能(運動学を含む)	14	420	
	生理学	165						
	衛星公衆衛生	90	疾病の成り立 ち、予防及び回 復の促進	12	疾病の成り立 ち、予防及び回 復の促進	14	420	
	病理学概論	75						
	臨床医学総論	105						
	臨床医学各論	195						
	リハビリ医学	75	保健医療福祉と あま指の理念	2	保健医療福祉と あま指の理念	2	60	
	医療概論	45						
	関係法規	45						
						総合領域 I	4	120
小計	1005		27			34	1020	
専門	東洋医学概論	135	基礎はり学 基礎きゅう学	7	基礎あま指学	8	240	
	経絡経穴概論	105						
	は・き理論	90						
	東洋医臨床論	90	臨床はり学 臨床きゅう学	10	臨床はり学 臨床きゅう学	10	300	
			社会はり学 社会きゅう学	2	社会はり学 社会きゅう学	2	60	
	実技	840	実習(臨床実習 を含む)	16	実技実習	12	540	
					臨床実習	5	225	
		総合領域	10	総合領域 II	8	270		
小計	1260		45		45	1635		
選択必修	300							
合計	2865		86		93	2955		

表3 あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師課程

改正前（平成元年）		現 行（平成12年）		私 案			
科目	時間数	教育内容	単位数	教育内容	時間数	単位数	
基礎	人文科学	60	・科学的思考の 基盤 ・人間と生活	・科学的思考の 基盤 ・人間と生活	14	300	
	社会科学	60					
	自然科学	60					
	保健体育	60					
	外国語	60					
	小 計	300	14	14	300		
解剖学	210	人体の構造と 機能	13	人体の構造と機 能（運動学を含む）	14	420	
生理学	165						
衛星公衆衛生	90	疾病の成り立 ち、予防及び回 復の促進	12	疾病の成り立 ち、予防及び回 復の促進	14	420	
病理学概論	75						
臨床医学総論	105						
臨床医学各論	195						
リハビリ医学	75						
医療概論	45	保健医療福祉と あんま指の理念	2	保健医療福祉と あんま指の理念	2	60	
関係法規	45						
				総合領域Ⅰ	4	120	
小 計	1005		27		34	1020	
専 門	東洋医学概論	135	基礎あんま指学 基礎はり学 基礎きゅう学	基礎あんま指学 基礎はり学 基礎きゅう学	9	270	
	経絡経穴概論	105					
	あんま指理論	60					
	は・き理論	90					
	東洋医臨床論	90	臨床あんま指学 臨床はり学 臨床きゅう学	12	臨床あんま指学 臨床はり学 臨床きゅう学	12	360
			社会あんま指学 社会はり学 社会きゅう学	2	社会あんま指学 社会はり学 社会きゅう学	2	60
	実 技	1290	実習（臨床実習 を含む）	20	実技実習 臨床実習	14 6	630 270
		総合領域	10	総合領域Ⅱ	8	270	
小 計	1770		52		51	1860	
選択必修	90						
合 計	3165		93		99	3180	

矢 野 構成員

ご提出資料

こあはき師学校養成施設カリキュラム等改善検討会への意見

明治国際医療大学 矢野 忠

先般、田城座長より構成員に対し、あはき師学校養成施設カリキュラム等に対する論点に対する意見があれば、対応案を提出して欲しいとの内容のメールを医事課より拝受しましたので下記に対応案を記載しますので宜しくお願いします。

第1 検討課題 総単位数の引き上げについて

- (1) はり師・きゅう師は医療人であることから、他の医療職種と同様に少なくとも93単位以上の教育課程は必要だと考える。なお、単位制に移行する前ははり師・きゅう師の教育課程は2,865時間であった。この時間を単位に置き換えれば93単位以上になる(1単位の時間数の設定により単位数は変わる)。
- (2) あま指師も医療人であることから、現行の77単位を引き上げることが必要である。なお、単位制に移行する前は、あま指師の教育課程は2,550時間であった。この時間を単位に置き換えれば84単位以上になる(1単位の時間数の設定により単位数は変わる)。
- (3) あはき師の三療であれば、はり師・きゅう師の93単位にあま指師の専門授業科目の単位数を加えて算出する。なお、単位制に移行する前はあはき師の教育課程は3,165時間であった。この時間を単位に置き換えれば100単位以上になる(1単位の時間数の設定により単位数は変わる)。
- (4) 先に単位数を決めることよりは、教育内容をどうするかとの意見は、当然のことであるが、その場合においてもある程度の目安となる単位の設定を想定し、教育内容を考えておく必要がある。その意味においても単位数の目安を付け、議論が進展する中で弾力的に検討すれば良いと考える。

第2 検討課題 最低履修時間の設定について

最低履修時間の設定については、本来ではあれば養成施設の社会的使命や社会倫理の観点から言えば不要なものであるが、現状においてやむを得ないものとする。

資質向上には、専門基礎科目(主たる授業科目)、専門科目の講義1単位を30時間と規定すれば、例えばはり師・きゅう師2,865時間以上、あはき師3,165時間以上になる。

従って、総枠として最低時間数を設定するか、専門基礎科目・専門科目の授業科目の一部を30時間と設定するかは何れかである。この点は議論が必要である。

第3 検討課題 臨床実習の在り方について

現行では臨床実習は、「実習(臨床実習を含む)」となっており、独立した授業科目ではない。ただし、指導要領に臨床実習45時間と規定されていることから多くの養成施設では1

単位が実施されている。

しかし、はり師・きゅう師、あはき師の対応する領域は広く、健康維持増進・予防から未病を治す、プライマリー・ケアなどである。時には難病や緩和医療にも用いられている。

こうした我が国におけるはり師・きゅう師、あはき師等の医療、社会における役割の歴史の変遷を踏まえれば、主としてプライマリー・ケアとしての臨床実習は少なくとも2単位以上として、あはきの多様な形態を現場で学習する臨地実習は1単位以上とすることが望ましい。

そして、それらを実施するためには、現行の学校施設内の臨床施設では限界があることから、校外にも適切な実習施設を認定する。

第4 検討課題 専任教員数について

専任教員数については、特に臨床実習や臨地実習を授業科目とした場合、当然増員を図らなければならない。ただし、校外の臨床実習や臨地実習は、必ずしも専任教員である必要性はなく、一定の条件を満たす者であれば、非常勤講師、スーパーバイザーなどとして指導をお願いすることも検討する必要がある。

第5 その他 教育内容について - 特に総合領域

総合領域の教育の目標は「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう教授する」とし、「各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。」である。しかしながら、総合領域については、多くの養成施設において総合演習的な授業科目として国家試験対策授業が実施されているようである(実態は明確でない)。総合領域という弾力的に取り扱い、それまで学習してきた授業科目の内容を総合し、臨床家としての基本的な能力を培うと共に各学校の特色を発揮して、優れた人材を養成することとして設定されたことからいって、この教育内容については検討が必要であると考えらる。

追加資料

後 藤 構成員

ご提出資料

教育の質向上のための提言

後藤修司

- 1、基礎科目、専門基礎科目の一部は、放送大学の単位で互換することができるようにする。

① 97 単位の内、10 分の 1 程度を対象とする。

受講科目の内容は、各校自由設定だが、学校協会でモデルケースを、3～5 ケース提示することが望ましい。

例 基礎科目の 7 単位と専門基礎科目から 2 単位程度

理由

- 1、放送大学の内容は非常に質が高く、単位取得もとても厳しいので、質の向上になる。
- 2、各校で教育陣を確保するより、質の高い教育陣が得られる。
- 3、受講学生の中から、学位（学士・修士・博士）の取得希望者も出てくる可能性があり、質の高いあん摩マッサージ指圧師、鍼灸師養成に繋がる可能性が有る
- 4、このことは、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師教育が、時代の先端を行く印象が有るので、広く、良い人材を確保できる可能性が有る。

- 2、臨床実習及び学内実習のみの指導が出来る、臨床教員制度を定める
平成 9 年 10 月 1 日の文部省高等教育局医学教育課長通知に有る、医学部の臨床教授のようなイメージ。

厚生労働省医務局長の修了書を授与することで、臨床家のモチベーションを高め、学内実技及び臨床実習教育向上に貢献する。

- 3、専任教員の人数を 6 人にすると同時に、定義をしっかりと規定する。
週 5 日のうち、3 日以上勤務していること等（除く、臨床教員）。
大学院卒業者の教えられる科目制限を徹底すること。大学院で専攻した科目のみにする。

教員養成課程（2 年間）では、基礎科目・専門基礎科目を、卒前よりもさらに深く学んでいる。また、教育学も学んでいる。専任教員であることは良いが、教授可能科目が同一であるかの如くの解釈はおかしい。

- 4、臨床実習の場所と内容の拡大をすることで、臨床教育の質向上をはかる。
 - ① 学校設置であれば、設置の場所は問わないこととする。
 - ② 医療機関、介護施設及び、災害医療でのボランティア活動など。
医療人として、人の生死、障害者、高齢者の実態を知ること、意識を高める。
 - ③ スポーツ現場、海外のあん摩マッサージ指圧鍼灸実施施設などでの見学実習。
 - ④ 臨床教員による体験実習。

- 5、教員資格の更新制度を義務化する。
 - ① 文科省の教員免許更新制度の様なイメージ。
5年間で30単位取得の義務など。

- 6、学内実技実習の第三者評価の義務化 : 現在学校協会で行っているイメージ。
財団が関与することも考慮する。柔道整復財団が実施しているイメージ。

- 7、免許取得後にも、生涯研修を受ける事が望ましいという内容を指導要領に入れる。
財団が実施した、厚生大臣免許移行時の指定講習会のようなイメージ。
今回の厚労大臣免許保有証の発行にあわせて実行し、無免許者との差別化をはかる。

- 8、より質の高い教員確保のために、教員養成課程の改正をする
 - ① 教員養成課程も単位制にして、修学2年間にこだわらずに、5年間程度の間で単位を取得できる制度に改正する。その間に、臨床経験も積めるので、キャリアアップのために、単位取得を望む優秀な人材が確保できる
(参考) 看護師は5年間、理学・作業療法士は3年間の臨床経験が無いと教員養成課程を学べない。
 - ② 放送大学での単位互換を可能にする。
これらは、臨床家のモチベーションを高め、教育向上に貢献する。

坂 本 構 成 員

ご提出資料

あはき師学校養成施設カリキュラム等改善検討会への提案

1. 単位数の引き上げについて

あはき課程：93単位→97単位

はき課程：86単位→90単位

あまし課程：77単位→81単位

理由；

今回の改善の主旨である質の向上と保険制度の内容の追加を考慮したとき、それぞれの課程において、臨床実習を4単位以上、保険の内容を専門基礎分野に1単位を増加することが妥当であると考えられます。臨床実習は現行でも1単位以上行っているのので、追加される単位総数は4単位となります。

2. 最低履修時間数の設定について

あはき課程：2855時間以上

はき課程：2625時間以上

あまし課程：2325時間以上

積算根拠；

あはき課程の場合；

基礎分野	14単位、	210時間（1単位15時間）
専門基礎分野	28単位、	840時間（1単位30時間）
専門分野座学	22単位、	660時間（1単位30時間）
専門分野実技	19単位、	665時間（1単位35時間）
専門分野臨床実習	4単位、	180時間（1単位45時間）
専門分野総合領域	10単位、	300時間（1単位30時間）
合計	97単位	2855時間

理由；

①あはき課程について追加単位数を臨床実習3単位135時間、保険1単位30時間を現行の養成施設の平均時間数約2700時間（昼間部）、約2660時間（夜間部）に加えるとそれぞれ2865時間、2825時間となることから合理性があると考えられます。

※平均時間数は第1回検討会参考資料6-3より引用

②単位制の根拠は大学設置基準第21条にあり、あはき師養成施設指導要領もこれに基づいたものです。「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で（各養成施設が）定めること」としています。即ち、このカリキュラム大綱化、単位制の主旨を考慮すれば、臨床実習（1単位45時間と規定されている）以外は、それぞれの時間の範囲で構成することが望ましいと考えます。一方、分野ごとの現行の養成施設の平均時間数は、基礎分野1単位15時間程度、専門基礎分野1単位30時間程度、専門分野1単位30時間程度となっています。従って、これを下回することは今回の改善主旨に則さないと考えられます。特に、あはき師の臨床能力、技能を高めることが今回の改善主旨であることから専門分野実技に関しては現行より増やすことが必要であると考え、1単位を35時間として積算しています。

3. 臨床実習の在り方について

①養成施設以外の臨床実習施設（あはき施術所）を認める場合の要件

指導者；

ア) あはき師免許を取得してから10年以上の実務に従事した者であって、あはきに関する相当の研究実績が認められる者

イ) あはき師免許を取得してから5年以上の実務に従事した者であって、臨床実習指導者講習会の受講修了者

施設；

ア) 臨床実習を行う上で必要となる症例数（例えば1日あたり10症例以上）を有し、3ベッド以上を有している施術所。

イ) 開業してから5年以上であって、不正請求等違反行為が行われていないこと。

②あはき施術所以外の臨床実習施設を認める場合の要件

施設；

医療機関、介護施設、スポーツ現場などでの見学実習については一定の範囲内で認める。但し、専任教員が監督できる環境であること。

③学校が付設する場合の要件

学校が付設する場合は場所については問わない

4. 専任教員の見直しについて

①カリキュラムの充実に対応して専任教員数を5人から6人に増員

②専任教員の定義として、週5日制の場合、3日以上、週6日制の場合、4日以上勤務している者。

5. その他の教員の要件について

①現行の専門基礎分野、専門分野の教員要件で規定されている文部科学大臣の認定した学校の大学院修士課程又は博士課程を修了した者。

→文部科学大臣の認定した学校で担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者。

②基礎分野のうち、4単位以内に限り、職業教育上校長が必要と認めた者。